

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

1 適格請求書等保存方式の概要

適格請求書等保存方式とは

- > 複数税率に対応したものとして導入される、仕入税額控除の方式です。

- 買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた「**適格請求書**」等の保存が必要となります。
- また、買手が作成した仕入明細書等による対応も可能です。

⇒ 仕入明細書等による対応についてはP8

導入時期

- > **令和5年10月1日**に導入されます。

適格請求書とは

- > 「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、**登録番号**のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

- 請求書や納品書、領収書、レシート等、その書類の名称は問いません。

⇒ 記載事項についてはP6

- 適格請求書の交付に代えて、電磁的記録（適格請求書の記載事項を記録した電子データ）を提供することも可能です。

⇒ 電磁的記録の提供についてはP7

- > 適格請求書を交付することができるのは、**税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」**に限られます。

- 課税事業者が、登録を受けることができます。

⇒ 登録手続についてはP13

※ 適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者であっても、適格請求書に該当しない請求書等は発行することができます。

※ 登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。

2

適格請求書の記載事項・記載の留意点

適格請求書の記載事項

> 適格請求書に必要な記載事項は、以下のとおりです。

○ 様式は、法令又は通達等で定められておらず、必要な事項が記載された書類であれば、名称を問わず、また、手書きであっても、適格請求書に該当します。

【記載事項】

- 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、**適格簡易請求書**を交付することができます。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び 登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び 適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び 登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※又は 適用税率

請求書

△△商事(株)
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円

××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

△△商事(株) ← ⑥

△△商事(株) ← ①

11月分 131,200円 ← ②

××年11月30日 ← ②

魚 * ← ③

豚肉 * ← ③

タオルセット ← ③

消費税 11,200円 ← ④

消費税 3,200円 ← ④

消費税 8,000円 ← ④

* 軽減税率対象 ← ⑤

スーパー○○
東京都...
登録番号 T 123456...

XX年11月30日

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
(内 消費税額)		¥24
10%対象		¥550
(内 消費税額)		50
お預り		¥1,000
* 軽減税率対象 お釣		¥126

スーパー○○ ← ①

XX年11月30日 ← ②

ヨーグルト* ← ③

カップラーメン* ← ③

ビール ← ③

合計 ← ④

8%対象 ← ④

10%対象 ← ④

お預り ← ④

* 軽減税率対象 ← ④

適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能 ← ⑤

※ ⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなります。 ⇒ 記載に当たっての留意点については P7

記載に当たっての留意点

Point

「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理

- 適格請求書の記載事項である「税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合には、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行います。
 - ※ 端数処理は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行うこととなります。
- したがって、「税率ごとに区分して合計した対価の額」に税率を乗じるなどして、計算することとなります【例①】。
 - ※ 例えば、一の適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、端数処理を行い、その合計額を「税率ごとに区分した消費税額等」として記載することは認められません【例②】。

【例①：認められる例】

請求書				
〇〇(株) 御中			〇年〇月〇日	
※は軽減税率対象			(株)△△ (T123...)	
請求金額			60,197円 (税込)	
品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
トマト ※	83	167	13,861	-
ピーマン ※	197	67	13,199	-
花	57	77	4,389	-
花鉢	57	417	23,769	-
8%対象計			27,060	2,164
10%対象計			28,158	2,815

《計算例》

- ・ 税率ごとに、個々の商品に係る「税抜金額」を合計
 - 8%対象：27,060円 (税抜き)
 - 10%対象：28,158円 (税抜き)
 - ・ それぞれ、消費税額を計算 (税率ごとに端数処理1回ずつ)
 - 8%対象：27,060×8 / 100=2,164.8→2,164円
 - 10%対象：28,158×10 / 100=2,815.8→2,815円
- ⇒ 適格請求書の記載事項として認められる。

【例②：認められない例】

請求書				
〇〇(株) 御中			〇年〇月〇日	
※は軽減税率対象			(株)△△ (T123...)	
請求金額			60,195円 (税込)	
品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
トマト ※	83	167	13,861	1,108
ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
花	57	77	4,389	438
花鉢	57	417	23,769	2,376
8%対象計			27,060	2,163
10%対象計			28,158	2,814

《計算例》

- ・ 個々の商品ごとに消費税額を計算 (その都度端数処理)
- ・ 計算した消費税額を、税率ごとに合計
 - ⇒ 個々の商品の数だけ端数処理を行うこととなり、適格請求書の記載事項としては認められない。

※ 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。

適格請求書に係る電磁的記録の提供及び保存

- 適格請求書発行事業者は、適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録（適格請求書の記載事項を記録した電子データ）を提供することができます。
- 提供した電磁的記録は、一定の要件を満たした方法で保存する必要があります。
- 電磁的記録の提供を受けた事業者は、電磁的記録を一定の要件を満たした方法で保存することで、仕入税額控除の適用を受けることができます。

提供した（提供を受けた）電磁的記録の保存要件や具体的な保存方法等については、「インボイス Q&A」（国税庁HP）をご覧ください。

Point

仕入明細書等による対応

- 適格請求書等保存方式においても、買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます。
- その場合、記載する登録番号は課税仕入れの相手方（売手）のものとなる点や、現行と同様、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたものに限られる点に留意が必要です。

【例】

② 課税仕入れの相手方の登録番号

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法として、この例のような文言を記載し、相手方の了承を得ることも可能です。

仕入明細書
 ◯年◯月◯日
 ●● (株) 御中
 登録番号: T123456... (株) △△
○送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします
 支払金額合計 229,000円

月	日	取引	支払金額 (税抜)	
4	1	食品※	8%	2,000
		日用品	10%	600
	3	食品※	8%	5,900
	4	日用品	10%	30,000
		...		
合計		支払金額 (税抜)		消費税額等
		8%対象	100,000円	8,000円
		10%対象	110,000円	11,000円

※印は軽減税率対象商品

その他...

- ・相手方への確認の方法
- ・適格請求書と仕入明細書を一の書類で交付する場合
- ...等、詳細については、「インボイス Q&A」(国税庁HP) をご覧ください。

仕入明細書等の記載事項

- | | |
|--------------------------|-------------------------------------|
| ① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称 | ④ 課税仕入れの内容 (軽減税率の対象品目である旨) |
| ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号 | ⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率 |
| ③ 課税仕入れを行った年月日 | ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等 |

Point

複数の書類による対応

- 適格請求書とは、一定の記載事項が記載された請求書、納品書等の書類をいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はありません。
- 例えば、請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて一の適格請求書とすることが可能です。

【例：請求書と納品書で記載事項を満たす場合】

請求書

⑥ (株)○○御中 XX年 11月 1日

② 10月分 (10/1~10/31) 109,200円 (税込)

納品書番号	金額
No.0011	11,960円
No.0012	7,640円
No.0013	9,800円
...	...
合計	109,200円 (消費税 9,200円)
10%対象	66,000円 (消費税 6,000円)
8%対象	43,200円 (消費税 3,200円)

④

⑤ △△商事(株)
登録番号 T 012345...

①

納品書番号 (関連の明確化)

納品No.0013 (株)○○御中

納品No.0012 (株)○○御中 △△商事(株)

納品No.0011 (株)○○御中 △△商事(株)

下記の商品を納品いたします。
XX年 10月 1日

品名	金額
牛肉 ※	5,400円
じゃがいも ※	2,160円
割り箸	1,100円
ビール	3,300円
合計	11,960円

③

※印は軽減税率対象商品

記載事項

- | | |
|---------------------------|---------------------------------------|
| ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 | ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き又は税込み) 及び適用税率 |
| ② 取引年月日 | ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等 |
| ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨) | ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 |